

平成 30 年 8 月 22 日第 2 回西東京市環境審議会

事前送付資料 3

第 2 次環境基本計画（後期計画）策定にむけて

第 1 章 計画策定の背景（案）

第 2 章 計画の基本的事項（案）

第 3 章 西東京市の環境の現状と課題（案）

計画策定の背景

1.1. 計画策定の経緯

西東京市では、「西東京市環境基本条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「西東京市環境基本計画」を策定し、平成 21 年 3 月に「西東京市環境基本計画（後期計画）」として再編成しました。その後、平成 26 年 3 月にこれまでの成果を振り返るとともに社会情勢等の変化に対応するため、西東京市第 2 次環境基本計画（以下、「2 次計画」と言う。）を策定しました。

また、本市においては、市民・事業者・市の三者の協働によって地域における温室効果ガスの排出を抑制するため、西東京市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「温暖化対策地域計画」という。）を平成 22 年 3 月に策定しました。

このような経緯の中、前期計画策定から 5 年が経過し、計画の中間見直しの時期を迎えたことを受け、近年の複雑化する様々な環境問題に対応するとともに、深刻化する地球温暖化により効果的な対策を行うため、2 次計画を見直し温暖化対策地域計画を包含した形で、「西東京市第 2 次環境基本計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

注 1 地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されたため、「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」については、その名称を「西東京市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と変更する必要があります。

1.2. 西東京市の環境を取り巻く変化

（1）地球温暖化問題への対応

2013 年から 2014 年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950 年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであるとされています。気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980 年代に比べ 2000 年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21 世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015 年、フランス・パリで開催された C O P 21 において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、2017 年 3 月末現在、気候変動枠組条約締結国の 197 の国・地域のうち、日本を含めた 141 の国・地域がパリ協定を締結しています。

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定（2016 年）し、パリ協定や 2015 年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030 年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を 2013 年度比 26%削減するとともに、長期目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、地球温暖化対策適応法案を閣議決定（2018 年）し、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって総合的にすすめています。

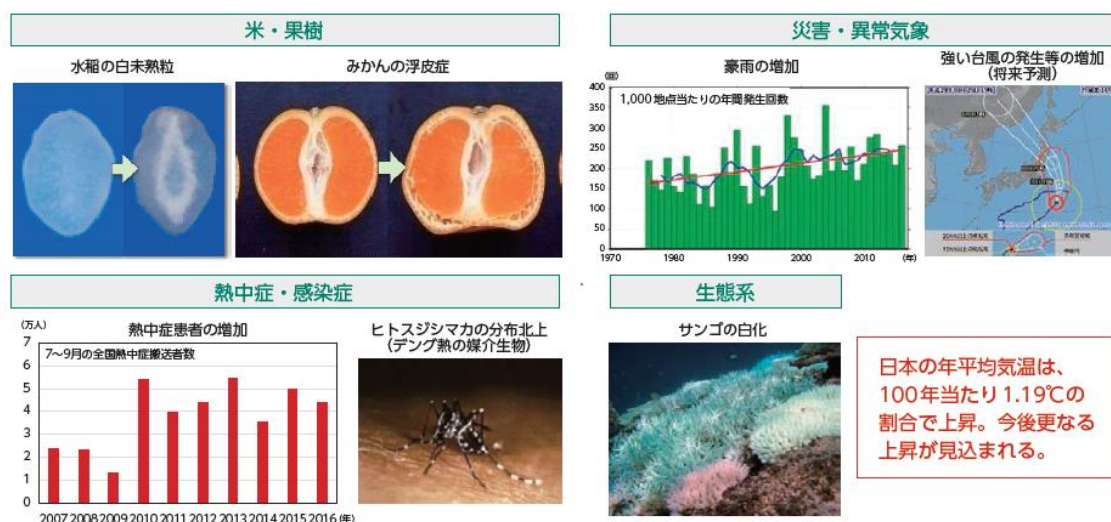


図 日本における地球温暖化の影響

資料：平成 30 年版環境白書

（２）生物多様性の危機への対応

国によると、生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が 5 回あったとされていますが、現代は「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれています。現代の大絶滅は、人間活動による影響が主要要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。このような中、日本における生物多様性は、「4 つの危機」に直面しており、危機を受けて、日本の野生動植物の約 3 割が絶滅の危機に瀕しています。

4 つの危機とは、“開発や乱獲による種の減少・絶滅”“生息・生育地の減少”“里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下”“外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱”“地球環境の変化による危機”であり、これらに対応するため、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づいて生物多様性の保全に取り組んでいます。

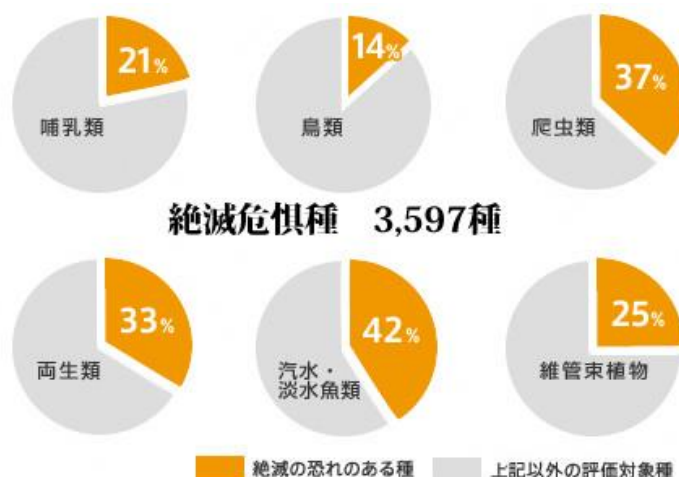


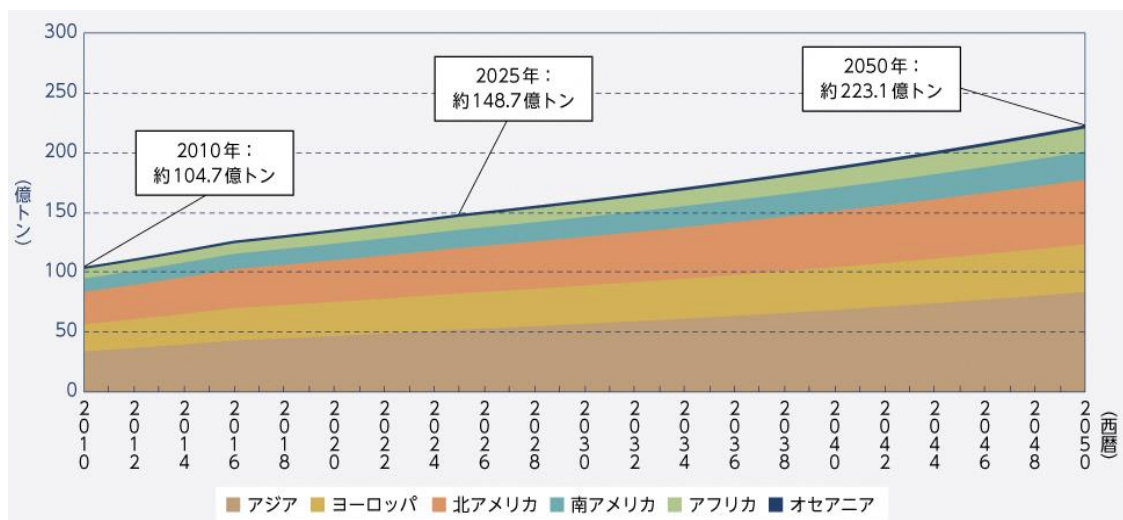
図 日本の野生動物の絶滅の恐れのある種の割合

出典：環境省ホームページ

(3) 資源や食料需給のひっ迫への対応

国によると、大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、新興国を中心に急激な人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、世界全体の人口増加や経済成長によって中長期的に資源制約が強まることが予想されるとともに、新興国における経済発展や資源政策によって、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位の低下、途上国における不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。さらに、人類の生存に欠かせない食料資源についても中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら依然として大量の食品廃棄物、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が発生している状況です。また、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への悪影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や、経済的側面や社会的側面も視野を広げた取組を進めおります。



世界の廃棄物発生量の将来予測

出典：平成 23 年版環境白書

(4) 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下、「2030アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるといえることができます。

この、2030アジェンダの中核を成す、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。)は、17のゴールと、ゴールごとに設定された合計179のターゲットから構成されています。SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、包括的な目標を示すとともに各々の目標は相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。また、多種多様な関係主体が連携・協力することの促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているゴールとターゲットがあると考えられます。



SDGsの17のゴール

出典：国連広報センター

1.3. 計画策定の基本的な考え方

■ 西東京市温暖化対策地域推進計画を包含した計画とする

本計画の中に温暖化対策地域推進計画の内容を包含してとりまとめることで、市域における地球温暖化対策を本計画の柱の一つとして捉えて整理し、従来別々だった2つの計画の目標設定や推進体制を一体とすることで、地球温暖化対策を効率的かつ効果的に推進することができる計画内容とします。

■ 現行計画をベースとして、必要な個所を見直す

今回の改訂については、第2次計画の中間年での見直しであることから、本計画における基本的な方向性は2次計画を踏襲することとします。しかしながら、この5年間で生じている環境の変化、そして今後の5年間を見据えた方向性をかがみかんがみ、現況と課題を踏まえて計画内容に必要な見直しを行っていくこととします。

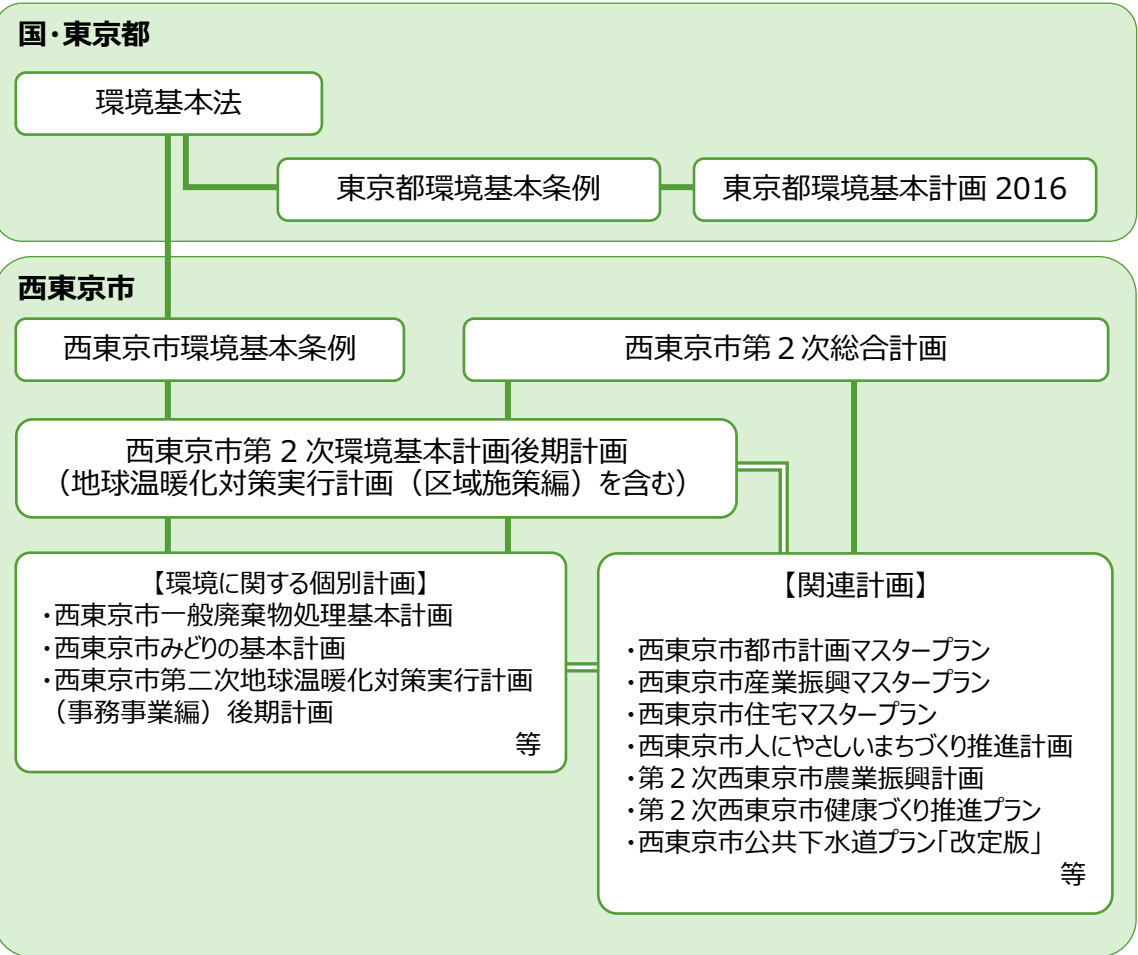
■ SDGsの実現への貢献を目指した計画とする

SDGsは、全世界で普遍的な目標であり、関連性の大小は地域によって異なりますが、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、どこでもSDGsの17のゴールと何らかの関わりを持っています。このため、本計画においては、本市が取り組む環境施策とSDGsとのつながりを明確にし、目標達成に貢献できる計画とします。

2. 計画の基本的事項

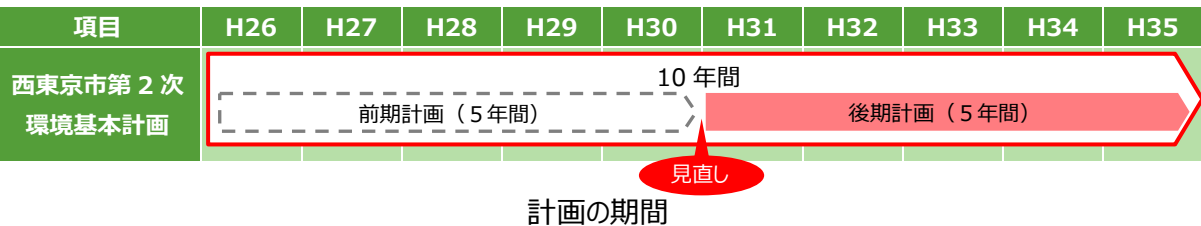
2.1. 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第 7 条に基づき策定します。また、環境に関する関連計画と整合を図ります。



2.2. 計画の期間

本計画は、西東京市第 2 次環境基本計画の計画期間である平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間の対象期間のうち、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。



2.3. 計画の対象範囲

本計画は西東京市環境基本条例第3条に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取組を計画の対象範囲とします。

2.4. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。
- 5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないように相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。